

◎新潟県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 上越高田インター線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字宮内字陳場92番3から同市大字雪森字屋敷附480番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年6月23日